

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と 公立大学法人島根県立大学との包括的連携に関する協定書

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下「甲」という。）と
公立大学法人島根県立大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的連携協定
を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲と乙が包括的な連携を結び相互の密接な連携と協力を図り、地
球資源の持続的な利用や自然災害の影響軽減、気候変動の影響緩和などの
社会が抱える課題への意識と理解の向上、及びかかる人材の育成を行うこ
とで、持続可能な地域社会に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 甲乙双方が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関するこ
- (2) 甲乙が共同で実施する取組に関するこ
- (3) 地域社会の発展への貢献に関するこ
- (4) 学術研究に関するこ
- (5) その他、前述の目的達成のために資すること

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、
甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2
条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得てい
る場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改
廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とす
る。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定
しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 島根半島・宍道湖中海（国引き）
ジオパーク推進協議会
会長

乙 公立大学法人島根県立大学
理事長

上島昭仁

木下一也